

PMI日本支部法人スポンサー規程

(法人スポンサーの定義)

- 第1条 一般法人スポンサーとは、プロジェクトマネジメントに関心を持ち、PMI日本支部（以下PMI Jと称する）のミッションに理解を示し、その活動を支援する企業、公益法人および団体をいう。
- 第2条 行政スポンサーとは、行政を司る組織で、PMI Jのミッションに理解を示し、その活動を支援する組織をいう。一般法人スポンサーと異なり、会費納入ではなく広告・宣伝を含む自らの事業をとおして、PMI J活動に支援をいただく法人スポンサーをいう。
- 第3条 アカデミック・スポンサーとは、大学、高等工業専門学校、専門学校、高等学校、中学校および公的研究機関等でPMI Jのミッションに理解を示し、その活動を支援する団体をいう。一般法人スポンサーと異なり、会費納入ではなく教育や施設利用許可等をとおして、PMI J活動に支援をいただく法人スポンサーをいう。
- 第4条 一般法人スポンサー、行政スポンサーおよびアカデミック・スポンサーを総称して、法人スポンサーと称する。
- 第5条 法人スポンサーは、所定の書式により、PMI Jに法人スポンサー申込手続きをとるものとする。

(会議)

- 第6条 PMI Jは、法人スポンサーに対し年1回報告会を開催し、PMI Jの活動及び予算、決算の報告をする。また、必要に応じ適宜連絡会を開催する。

(会費)

- 第7条 一般法人スポンサーは、PMI J会計年度（1月1日に始まり12月31日に終わる）毎に、1口10万円の年会費、2口以上をPMI Jに納入する。ただし初年度に限り、入会日が第2四半期の場合15万円、第3四半期の場合10万円、第4四半期の場合5万円を2口当たりの入会費とする。2口を超える入会の場合、初年度のみそれぞれ上記料率を減額した会費とする。

(特典)

- 第8条 法人スポンサーは以下の特典を有する。
- (1) PMI J販売図書の法人スポンサー割引購入
 - (2) PMI J主催行事への法人スポンサー料金での参加
- （ただし、法人スポンサーは、1社あたり2名の参加者を随時指名

できる。)

(3) PMI Jが提供する情報の利用

(PMIJ ウェブサイトの法人スポンサー専用コンテンツ)

第9条 法人スポンサーは、前条(3)の特典を利用する社員2名をあらかじめ特定し、PMIJ事務局に届け出るものとする。

(法人スポンサー資格の公表)

第10条 法人スポンサーは、自社がPMIJ法人スポンサーであることを外部に公表することができる。

(法人スポンサー資格の継続)

第11条 法人スポンサーが、退会を希望する場合は、PMIJの新会計年度が始まる前までに、PMIJに申し出るものとする。

前項の申し出がない場合は、次会計年度も法人スポンサーの継続を承認したものとする。

(その他)

第12条 この規程に定めのない事項については、PMIJ理事会で定める。

改定

2009年1月1日 支部名称変更

2011年2月28日 第6条 初年度入会時期と初年度入会金の4期化導入

2011年3月28日 第2条 メディア法人スポンサーをメディア・スポンサーへ呼称変更

第3条 第3条として、アカデミック・スポンサーの定義を追加

第4条～第12条 第3条追加によるそれぞれの条番号の繰り上がり

2013年4月22日 第8条(3) 提供情報を法人スポンサー専用コンテンツと明記

2017年12月18日 第2条、第4条のメディア・スポンサーを行政スポンサーに

置き換え、第8条(2)の「ただし～」を法人スポンサーに統一。